

令和5年第1回

十勝圏複合事務組合議会（定例会）

会議録

令和5年2月21日 開会

令和5年2月21日 閉会

十勝圏複合事務組合議会

議事日程

- | | | |
|----|--------|----------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | 議席の指定について |
| 第3 | | 会期の決定について |
| 第4 | 議案第 1号 | 令和4年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算（第2号） |
| | 議案第 2号 | 令和5年度十勝市町村税滞納整理機構の分賦金の額について |
| | 議案第 3号 | 令和5年度十勝圏複合事務組合一般会計予算 |
| | 議案第 4号 | 令和5年度十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計予算 |
| 第5 | 議案第 5号 | 十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について |
| 第6 | 議案第 6号 | 十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任について |

会議に付した事件 議事日程と同じ

出席議員（34名）

1番	小野 信次議員.	2番	高瀬 博文議員.	3番	高木 康弘議員.
4番	秋間 紘一議員.	5番	竹中 貢議員.	6番	杉山 幸昭議員.
10番	湯浅 佳春議員.	11番	阿部 一男議員.	12番	山下 清美議員.
13番	手島 旭議員.	14番	早苗 豊議員.	15番	森田 匡彦議員.
16番	中井 康雄議員.	17番	西山 猛議員.	18番	高木 修一議員.
19番	酒森 正人議員.	20番	安田 清之議員.	21番	村瀬 優議員.
22番	堀田 成郎議員.	23番	飯田 晴義議員.	24番	寺林 俊幸議員.
25番	安井 美裕議員.	26番	丹羽 泰彦議員.	27番	按田 武議員.
28番	藤田 博規議員.	29番	佐々木基裕議員.	30番	篠原 義彦議員.
31番	渡辺 俊一議員.	32番	吉田 敏男議員.	33番	野尻 秀隆議員.
34番	本田 学議員.	36番	田村 寛邦議員.	37番	清水 誠一議員.
38番	有城 正憲議員.				

欠席議員（4名）

7番	喜井 知己議員.	8番	吉田 稔議員.	9番	浜田 正利議員.
35番	水澤 一廣議員.				

出席説明員

組合長 米沢 則寿. 副組合長 関口 俊彦.

教育長 広瀬 容孝.

代表監査委員 川端 洋之.

事務局長 橋向 弘泰. 施設担当次長 福原 慎太郎.

総務課長 安田 和彦. 保健課長 山本 栄治.

十勝市町村税滞納整理機構所長 塚谷 洋人.

くりりんセンター主幹 竹川 義行.

くりりんセンター副主幹 三津 俊輔.

十勝川浄化センター所長補佐 家内 裕太.

会計管理者 菊地 淳.

教育部長 服部 哲也. 教育部次長 村木 章純.

監査委員事務局長 河本 伸一. 監査委員事務局主幹 澤沼 克也.

議会事務局

事務局長 小池 晃一. 書記 木下 忠実. 書記 田中 彰.

書記 逢坂 尚宏. 書記 鈴木 秀平. 書記 石山 亮太.

書記 橋場 大地. 書記 蓑島 優貴.

6 番丹羽泰彦議員を指名いたします。

- 有城 正憲 議長 日程第 2
議席の指定を行います。
本件は、組合規約第 5 条第 2 項の規定により新たに選出されました議員にかかるものであります。
議員の議席は、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。
-

- 有城 正憲 議長 日程第 3
会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日 1 日限りとしたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 　　ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。
-

- 有城 正憲 議長 日程第 4
議案第 1 号令和 4 年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算第 2 号ほか 3 件を一括して議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 　　議案第 1 号から議案第 4 号までの各案件について、一括してご説明いたします。
はじめに、議案第 1 号令和 4 年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。
本案は、くりりんセンターにおいて、蒸気タービンの故障などにより余剰電力売払収入が減収と

なったことから、歳入不足に対応するため、ごみ処理施設基金への積立金を減額するものであります。

繰越明許費につきましては、下水道建設負担金について、年度内に支出が終わらない見込みであるため、繰越明許費を設定するものであります。

債務負担行為につきましては、令和10年度稼働予定の中間処理施設整備・運営事業に係る債務負担行為を新たに設定するものであります。

次に、議案第2号令和5年度十勝市町村税滞納整理機構の分賦金の額についてご説明いたします。

本案は、十勝市町村税滞納整理機構の令和5年度の運営経費に充てる関係市町村の分賦金の額を、十勝圏複合事務組合同規約第16条第2項第5号の規定により、均等割を1市町村につき20万円、引継件数割を1件につき10万円、徴収実績割を令和3年度徴収実績額に100分の8を乗じて得た額とするものであります。

次に、議案第3号令和5年度十勝圏複合事務組合同一般会計予算についてご説明いたします。

令和5年度の予算につきましては、十勝19市町村の広域連携を一層促進するため、効果的・効率的な事務事業の執行と経費の節減の観点を持って、編成を行ったところであります。

予算総額は、42億1,821万9,000円となり、前年度予算対比4億6,144万4,000円の増となっております。

予算の主な内容について、歳出から順次ご説明いたします。

第5款議会費は、議会議員及び事務局に係る経費を計上いたしました。

第10款総務費は、一般管理、滞納整理事務のほか、公平委員会及び監査委員に係る経費を計上いたしました。

第15款衛生費は、くりりんセンター及び汚水処理施設などの維持管理のほか、新中間処理施設の整備に係る経費などを計上いたしました。

第20款土木費は、十勝川浄化センターの維持管理に係る経費などを計上いたしました。

第25款教育費は、教育委員会、帯広高等看護学院及び教育研修センターに係る経費を計上いたしました。

第30款公債費は、組合債の元利償還金を計上いたしました。

第35款職員費は、職員の給料及び手当などを計上いたしました。

第40款予備費は、不測の経費に対処するため、所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

第5款、分担金及び負担金は、構成市町村からの各種分担金及び職員費負担金を計上いたしました。

第10款使用料及び手数料は、行政財産使用料、あわせ産業廃棄物処理処分使用料及び事業系一般廃棄物処理処分手数料などを計上いたしました。

第15款国庫支出金は、新中間処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金を計上いたしました。

第20款道支出金は、教育研究活動促進事業費補助金を計上いたしました。

第25款財産収入は、行政財産貸付料、基金の利子収入及び物品売払収入を計上いたしました。

第30款繰入金は、ごみ処理施設基金繰入金などを計上いたしました。

第35款繰越金は、前年度繰越金を計上いたしました。

第40款諸収入は、預金利子及び地方交付税措置額交付金などを計上いたしました。

次に、議案第4号令和5年度十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、1,297万1,000円となり、前年度予算対比118万9,000円の増となっております。十勝圏の振興に寄与するため、各種事業に係る経費を計上し、その財源として、十勝ふるさと市町村圏基金利子及び繰越金などを計上いたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいた

職員に質疑を重ねてまいりましたけれども、ほとんどが承知をしていない、自分たちは聞いてない、これは組合のものだ、こういう風なことで、これが今から30年前の、あの時の町村長さん、議員さんが同じ疑問を持ちながら、このくりりんを作っていたという過去に、本来は遡っていただきたかったというように思います。

やはり、公開すべきものは公開、意見を聞くものは意見を聞く、という形が必要であったということ、あえてこの場で、今、重ねて申し上げさせていただきました。現在議題となっている議案第1号、それから議案第3号、この件について、私が反対とさせていただきたいと思いますのは、まず債務負担行為608億3,000万円、議案第1号ですけれども、これはこれから20数年にわたっていく中間処理施設整備を、今日、債務負担行為ということで、20数年間にわたる債務負担行為、これについては、未だ基本計画そのものが、市民、住民に開かれた形で、どういう経過を辿ってこの基本計画になり、この額になったのかということが明らかにならないうちは、私は賛成するわけにはいきません。また、議案第3号、第15款衛生費のうち、新中間処理施設整備費、総額としては1億4,991万2,000円ということになりますけれども、ひとつは今の予定地の土地の購入費です。それから、もう1点は、施設整備で、令和5年度分に対しての債務負担を令和4年度、5年度と持っていた1,545万5,000円、これと事務費を合わせて1億4,991万2,000円、これを私は反対としたいと思います。この支出に対しては、第5款分担金で約27億円ありますから、この27億円から、この1億4,991万2,000円を減額することを求め、反対討論とさせていただきます。

○ 有城 正憲 議長

以上で、通告による討論は終わりました。
ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになれば、討論を終わります。

- 有城 正憲 議長 これから、採決を行います。
この場合、はじめに、議案第1号及び議案第3号の2件について、一括して起立により採決を行います。
お諮りいたします。
議案第1号ほか1件について、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は、ご起立願います。

- 有城 正憲 議長 起立多数でありますので、議案第1号ほか1件については、いずれも原案のとおり可決されました。
-

- 有城 正憲 議長 次に、ただいま議決いたしました案件を除くその他の案件、すなわち、議案第2号及び議案第4号の2件について、一括して採決を行います。
お諮りいたします。
議案第2号ほか1件について、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第2号ほか1件は、いずれも原案のとおり可決されました。
-

- 有城 正憲 議長 日程第5
議案第5号十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
ただちに、提案理由の説明を求めます。米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第5号十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命についてご説明いたします。
- 本案は、教育委員会委員加賀学氏並びに菅原康博氏が来る2月28日をもちまして、任期満了となりますので、その後任の委員として、再度両氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。
- よろしくご同意賜りますようお願いいたします。
-

- 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。
- これから採決を行います。
- お諮りいたします。
- 議案第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第5号は、同意することに決定いたしました。
-

- 有城 正憲 議長 日程第6
- 議案第6号十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
- ただちに、提案理由の説明を求めます。米沢則寿組合長、登壇願います。
-

- 米沢 則寿 組合長 議案第6号十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任についてご説明いたします。
- 本案は、公平委員会委員飯田芳一氏が来る2月27日をもちまして任期満了となりますので、その後任の委員として、再度同氏を選任いたしたく、

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願いいたします。

○ 有城 正憲 議長 これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長 別になければ、質疑を終わります。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長 ご異議なしと認めますので、議案第6号は、同意することに決定いたしました。

○ 有城 正憲 議長 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和5年第1回十勝圏複合事務組合議会定例会を閉会いたします。

————— 午後3時59分閉会 —————

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 有城正憲

議員 安井美裕

議員 丹羽泰彦